

# 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク 役員

(2022年7月11日)

理事長  
(代表理事)

辻 松 雄

理事 みずほ銀行 頭取 加藤 勝彦

理事 三菱UFJ銀行 頭取 半沢 淳一

理事 三井住友銀行 頭取 高島 誠

理事 りそな銀行 社長 岩永 省一

理事 千葉銀行 頭取 米本 努

理事 横浜銀行 頭取 片岡 達也

理事 福岡銀行 頭取 五島 久

理事 三菱UFJ信託銀行 社長 長島 巖

理事 栃木銀行 頭取 黒本 淳之介

理事  
(業務執行理事)

松本 康幸

監事 神戸大学 名誉教授 山田 誠一

監事 川邊 光信

## ○ 理事の「独立性」について

当法人の理事 11 名のうち、理事長および業務執行理事を除く 9 名の理事は、いずれも次の要件を満たす独立した理事である旨の法律意見書を取得しております。

(独立性の要件)

- ① 業務執行理事および第三者から不当な影響を受けることがない非業務執行の理事であること
- ② 当法人と重要な事業上の関係を有する者でないこと
- ③ 当法人以外の競合する清算機関の取締役会メンバーを兼任する者でないこと
- ④ 当法人の支配議決権を有する者でないこと

### 【ご参考】

FMI 原則 (※) (説明 3.2.10) は、「独立した取締役会メンバー」は、次の要件を満たさなければならないこととしています。

- (i) 独立性の主な特徴は、すべての関係する情報や見解を公平に検討した後に、業務執行から、あるいは不適切な外部の主体・利益からの不当な影響を受けることなく、客観的で独立した判断を下す能力である。
- (ii) 経営陣の見解から独立しているというためには、通常、必要に応じて、独立の取締役会メンバーを含め、非業務執行の取締役が含まれているべきである。
- (iii) 当該組織の従業員の他、当該 FMI と重要な事業上の関係を有する者、当該 FMI 以外の競合する FMI の取締役会メンバーを兼任する者、当該 FMI の支配株式を有する者は独立性の定義からは除外されるべきである。

※ 「FMI 原則」とは、国際決済銀行 (BIS) ・証券監督者国際機構 (IOSCO) が策定した「金融市場インフラのための原則」をいい、当法人をはじめとする多数の金融機関が参加する金融市場インフラに適用される国際ルールです。

以 上